



長時間労働による過重労働については、最近でもマスコミ等で大きく取り上げられており、皆様も関心が高い事案ではないかと思えます。既にご承知かと思いますが、ここでは、過重労働防止対策について、記載したいと思います。

過重労働防止対策の第一は当然のことながら
— 長時間労働を行わないこと —

です。過重労働による健康障害のリスクについては、時間外・休日労働時間が1カ月45時間を超える程度から始め、当該時間が長くなればなるほど徐々に高まり、1カ

月100時間超又は2ヶ月平均で1ヶ月80時間を超えると非常に高くなる、と医学的にも認め

られているところです。ですから、まずは時間外・休日労働を削減し、

1ヶ月45時間以内にするように努めていただきたいと思えます。

過重労働防止対策の第二は、

— 長時間労働を行わせた場合による医師の面接指導の実施 —

です。労働安全衛生法では、「時間外・休日労働が1ヶ月100時間を

超え、かつ、その労働者が医師の面接指導を希望した場合」に医師による面接指導を行わなければならないと定められています。ですから、労働者が面接指導を申し出なければ法の規制を受けないこととなります。しかし、現実的には労働者が医師の面接希望を申し出るケースはほとんどありません。それもそのはず、自らの生活時間を割

いてまで会社のために一生懸命働いている労働者がその貴重な時間を医師の面接指導にあてるということはまず考えられないからです。そこでお願いですが、時間外・休日労働時間が一定時間を超えた場合には労働者の申し出の有無に関係なく医師の面接指導を行うといった体制を是非構築して

頂きたいと思えます。一定時間は事業場で決めて

頂いて構いません。一定時間を100時間としている事業場もあれば80時間としている事業場もあります。それ以下で設定している事業場もあります。いずれにしろ、労働者の申し出を待つのではなく、会社として積極的に医師の面接指導体制を構築して下さい。

なお、当然のことながら、「時間外・休日労働に関する協定届」(三六

協定)の範囲内では時間外・休日労働を行わせることはできません。三六協定の延長時間を超えて時間外労働を行わせた場合や休日労働を行わ

た場合、三六協定を所轄労働基準監督署に予め提出せずに1日8時間、1週40時間を超えて労働させた場合や、1週間に1日(又は4週に4日)の休日に労働させた場合には労働基準法違反となります。ですから、時間管理の担当者は常に労働者の時間外・休日労働の実績を確認し、三六協定の延長時間を超えないよう注意する必要があります。

最後に、労働者は会社にとって貴重な財産です。その貴重な労働者を過労死等で失うことは会社にとって大きな損失です。どうか、会社全体で長時間労働の削減に真剣に取り組んで頂きたいと思えます。

過重労働防止対策について

名古屋北労働基準監督署の ダイヤルインご案内

監督係(方面) <052> 961-8653
安全衛生課 <052> 961-8654
労災課 <052> 961-8655